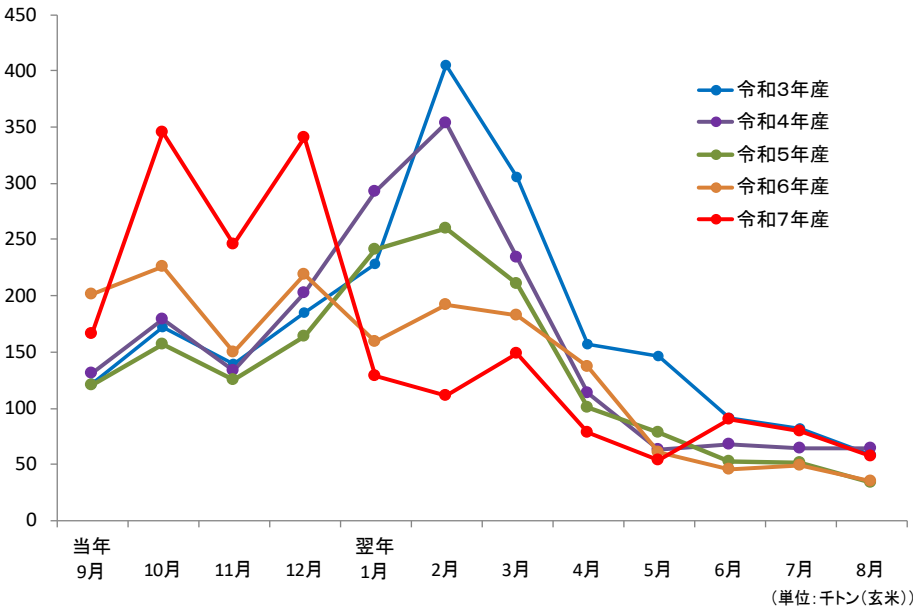


相対取引契約数量の推移

○ 令和7年産米の令和8年8月の相対取引契約数量は、5.7万トンとなり、出回りからの契約数量は前年同期差+16.0万トンの186.0万トンとなったところ。

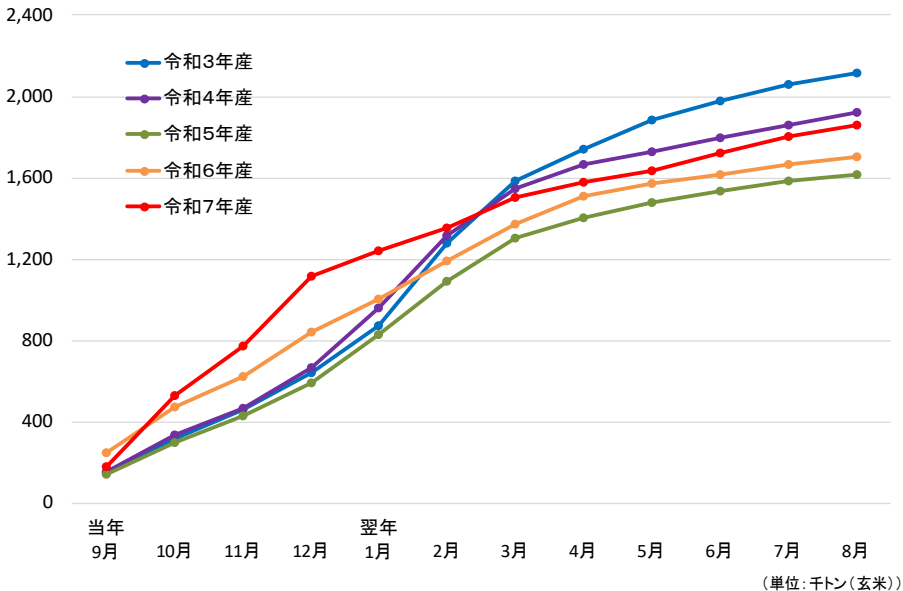
相対取引契約の月別数量

(単位:千トン(玄米))



相対取引契約の累積数量

(単位:千トン(玄米))



年産	当年 9月	10月	11月	12月	翌年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	年産計
令和3年産	121	172	140	185	228	405	305	157	147	91	81	58	2,207
令和4年産	131	180	133	202	293	354	234	114	63	68	64	64	2,015
令和5年産	120	157	125	164	241	259	211	101	79	53	52	33	1,654
令和6年産	202	226	150	219	159	192	182	137	61	45	49	35	1,737
令和7年産	166	346	246	341	129	111	148	79	54	90	79	57	1,860

年産	当年 9月	10月	11月	12月	翌年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	年産計
令和3年産	147	319	458	643	871	1,276	1,582	1,739	1,885	1,977	2,058	2,116	2,207
令和4年産	153	332	466	668	961	1,315	1,549	1,663	1,726	1,794	1,858	1,922	2,015
令和5年産	143	300	426	589	830	1,090	1,301	1,402	1,480	1,533	1,585	1,618	1,654
令和6年産	246	472	622	842	1,000	1,193	1,375	1,511	1,572	1,617	1,666	1,700	1,737
令和7年産	180	526	773	1,114	1,242	1,353	1,501	1,580	1,634	1,723	1,802	1,860	1,860

資料： 農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注： 1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
- 2 相対取引契約数量は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の数量の合計（7年産は速報値）であり、公表後の契約変更等を含む。
- 3 相対取引契約数量の年産計欄は、出回りから生産年の翌年10月までの数量であるため、各月の合計と一致しない。